

平成27年2月10日

株式会社三貴に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社三貴（以下「三貴」という。）に対し、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

三貴が新聞折り込みチラシにおいて行った「プラチナビューティーウォーター」と称する清涼飲料水のガン等の疾病及び老化を予防する効果に係る表示について、景品表示法に違反する行為（表示を裏付ける合理的根拠が示されず、優良誤認に該当）が認められました。

1 三貴の概要

所在地 東京都台東区浅草橋五丁目25番10号

代表者 代表取締役 飯田 正己

設立年月 平成9年12月

資本金 9000万円（平成27年1月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品 「プラチナビューティーウォーター」と称する清涼飲料水（別紙1）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

日刊新聞に折り込み配布したチラシ（別紙2）

(イ) 表示期間

a 平成26年2月15日から同月25日までの間

b 平成26年3月11日から同年4月23日までの間

(ウ) 表示内容（別表）

例えば、次のように表示することにより、あたかも、対象商品を摂取するだけで、ガン等の疾病及び老化を予防する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

○ ガンの原因である活性酸素を除去する“プラチナナノコロイド”  
配合飲料 プラチナビューティーウォーター

- プラチナビューティーウォーターは、病気・老化の原因である活性酸素を除去し健康・美容を増進する「プラチナナノコロイド」、脂肪燃焼の働きがある「L-カルニチン」、中性脂肪・コレステロールを低下させる「難消化性デキストリン」が含まれています。
- ガンなどの病気・老化の原因の80%以上、お肌のシミ・たるみなどは、活性酸素が原因と言われています。
- プラチナを約2ナノメートル（50万分の1ミリメートル）の大きさにしたプラチナナノコロイドは、活性酸素を除去し、体外に排出されます。
- 全ての病気・老化の原因として、“活性酸素”が深く関わっていると言われています。
- “プラチナビューティーウォーター”は、谷川岳の湧水に活性酸素を除去する「プラチナナノコロイド」、「L-カルニチン」、「難消化性デキストリン」を配合しています。

#### イ 実際

前記アの表示について、当庁は、景品表示法第4条第2項の規定に基づき、三貴に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めた。三貴から資料は提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。

### (3) 命令の概要

- ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を、一般消費者へ周知徹底すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、同様の表示を行わないこと。

本件に対する問合せ先

消費者庁表示対策課食品表示対策室

電 話 03-3507-9122

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

担 当 田中、金子（智）



商品名	プラチナビューティーウォーター
名称	清涼飲料水
形状	500ml/本
原材料	ナチュラルウォーター、難消化性デキストリン、L-カルニチン、クエン酸Na、白金

美を究めるじゅわいよ・くちゅーるマキが作った、  
**飲むプラチナ**



マキのオリジナル  
ガンの原因である活性酸素を除去する  
“プラチナナノコロイド”配合飲料  
**プラチナ ビューティー ウォーター**  
(500ml)を1日1本で1ヶ月分(約7,500円相当)  
**無料プレゼント**で差し上げます。  
1日にお飲み頂く目安は1本です。



**チラシ折込日より7日間限り**

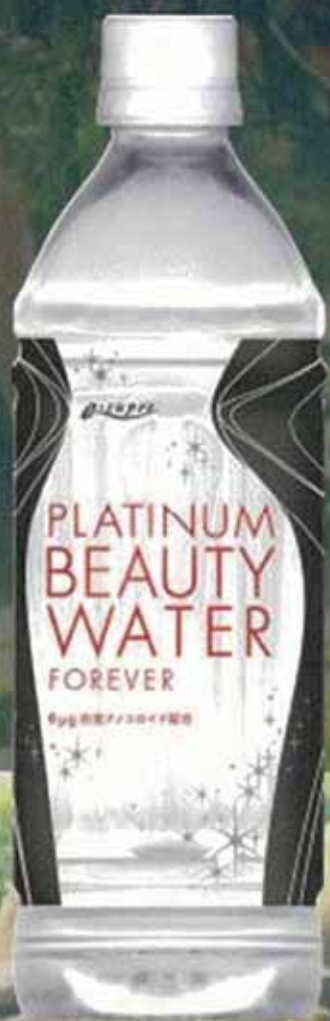
会員の方・非会員の方に関わらず、初回限定で差し上げます。  
このチラシをお持ちください。

\*お品切れの場合は後日ご自宅にお届けします。  
\*店頭でお渡しもできます。  
\*お持ち帰りできないお客様には別途お届けします。

ガンなどの病気・老化の原因の80%以上、お肌のシミ・たるみなどは、活性酸素が原因と言われています。



プラチナを約2ナノメートル(50万分の1ミリメートル)の大きさにしたプラチナナノコロイドは、活性酸素を除去し、体外に排出されます。



プラチナビューティーウォーターは、病気・老化の原因である活性酸素を除去し健康・美容を増進する「プラチナナノコロイド」、脂肪燃焼の働きがある「レカカルニチン」、中性脂肪・コレステロールを低下させる「難消化性デキストリン」が含まれています。是非お試しください。

\*1本あたりのプラチナナノコロイドの配合量は5μgです。

## じゅわいよ・くちゅーるマキ アルパ店

東京都豊島区東池袋3-1-1  
サンシャインシティアルパ 1F  
電話番号: 03-3985-6393  
営業時間: 10:00~20:00

Beauty-Care-4  
**マキ**

# 美と健康を究めるジュエリーマキがつくった、 飲むプラチナ



プラチナは、その優れた触媒作用により自動車の排気ガス中の有害物質を排除するために使われています。  
“プラチナ ビューティー ウォーター”は、このプラチナの働きにヒントを得ました。

活性酸素を除去するプラチナナノコロイド配合飲料

**プラチナ ビューティー ウォーター** (500ml) を

初めての方に限り、本日より3日限りの特別価格  
会員様には1本8円(税込)、非会員様は1本98円(税込)で  
販売させていただきます。是非お試しください。

\*ご希望の方は、店頭で簡単にご入会して頂くことができます。



\*販売本数は、お1人様1月分(31本)までとさせていただきます。  
\*お持ち帰りできないお客様には別途お送りします。

## 【ご愛飲者の声】

飲み始めて5年になります。  
長年悩まされていたアトピーが治りました。  
口あたりが良く飲み続けています。  
(R・Mさん 60代女性・大阪府)

美味しく飲みやすいです。  
お通じが良くなりました。  
毎日欠かせません。  
(K・Sさん 50代女性・愛知県)



コーヒーや水割りに使っています。  
寝覚めが良くなり、  
身体が軽くなった気がします。  
(Y・Yさん 50代男性・埼玉県)

数年飲み続けています。  
ここ何年も病気になる病気に  
かかっていません。  
(K・Sさん 70代女性・大阪府)

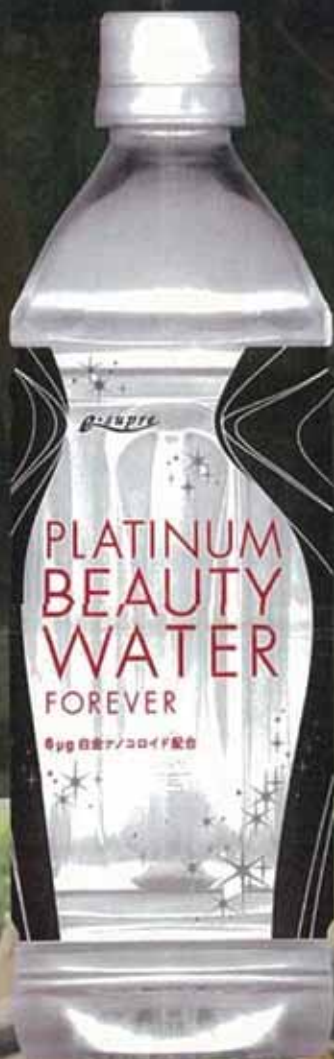
\*2014年2月株三貴調べ。  
\*個人の感想です。

全ての病気・老化の原因として、  
“活性酸素”が深く関わっていると  
言われています。

プラチナは、食品添加物として  
厚生労働省に認可を受けて  
いる成分です。

“プラチナナノコロイド”は、  
プラチナを約2ナノメートル  
(50万分の1ミリメートル)の大き  
さにしたもので、活性酸素  
を除去する働きがあります。

“プラチナ ビューティー  
ウォーター”は、谷川岳の  
湧水に活性酸素を除去する  
「プラチナナノコロイド」、「L-  
カルニチン」、「難消化性デキ  
ストリン」を配合しています。



\*1本あたりのプラチナナノコロイドの配合量は6μgです。

## ジュエリーマキ 仙台店

宮城県仙台市青葉区中央2-3-6

ダイエー仙台店 2F

電話番号: 022-266-5753

営業時間: 9:30~21:00

ジュエリー  
マキ

表示媒体	表示内容
平成26年2月15日から同月25日までの間に配布した新聞折り込みチラシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ガンの原因である活性酸素を除去する“プラチナナノコロイド”配合飲料 プラチナビューティーウォーター」</li> <li>・「プラチナビューティーウォーターは、病気・老化の原因である活性酸素を除去し健康・美容を増進する『プラチナナノコロイド』、脂肪燃焼の働きがある『L-カルニチン』、中性脂肪・コレステロールを低下させる『難消化性デキストリン』が含まれています。」</li> <li>・「ガンなどの病気・老化の原因の80%以上、お肌のシミ・たるみなどは、活性酸素が原因と言われています。」</li> <li>・「プラチナを約2ナノメートル（50万分の1ミリメートル）の大きさにしたプラチナナノコロイドは、活性酸素を除去し、体外に排出されます。」</li> </ul>
平成26年3月11日から同年4月23日までの間に配布した新聞折り込みチラシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「活性酸素を除去するプラチナナノコロイド配合飲料 プラチナビューティーウォーター」</li> <li>・「全ての病気・老化の原因として、“活性酸素”が深く関わっていると言われています。」</li> <li>・「プラチナは、食品添加物として厚生労働省に認可を受けている成分です。」</li> <li>・「“プラチナナノコロイド”は、プラチナを約2ナノメートル（50万分の1ミリメートル）の大きさにしたもので、活性酸素を除去する働きがあります。」</li> <li>・「“プラチナビューティーウォーター”は、谷川岳の湧水に活性酸素を除去する『プラチナナノコロイド』、『L-カルニチン』、『難消化性デキストリン』を配合しています。」等</li> </ul>



## 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

### （措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令（抜粋）

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号、第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第七条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要

